

# 残業代訴訟 和解が成立

## 平山哲雄社長退任、新社長に平山勉氏

電波新聞支部 組合ニュース第6号／2017年12月15日

新聞労連・新聞通信合同ユニオン電波新聞支部の山本淳、川田茂生両組合員が電波新聞社に時間外労働・休日出勤手当の支払いを求めた残業代請求訴訟は、15日、東京地裁で和解が成立した。和解条項にはパワハラ行為と取られる言動を一切しないこと、時間外労働、休日出勤に対する割増賃金の支払いが盛り込まれた。和解を目前にして数々のパワハラ、違法行為を働いてきた平山哲雄氏（71）が代表取締役社長を退任、長男の平山勉氏（34）が代表取締役社長に就任したことが電波新聞紙面で6日発表された。社長交代は12月1日付。哲雄氏の退任は「健康上の理由」とされているが、組合側がパワハラや違法行為の数々を追及してきたことも早期の退任につながったと思われる。

残業代訴訟は昨年10月20日の団交での話し合い決裂を受け、11月22日に東京地裁に提訴。今年1月20日の第1回口頭弁論を皮切りに、ほぼ月1回のペースで弁論準備手続きが行われ、早出・休日出勤の指示があったかどうかなど、争点の整理が行われた。7月21日の第6期日からは和解協議に入ったが、直前に会社側が過去3年分の損益計算書を裁判所に提出したことに影響されてか、「会社の経営状況から見て●円が妥当」（裁判官）と不当に低い和解金額が提示されることとなった。（※口外禁止条項に抵触する恐れがあるため額は伏している）

### 8項目の和解条項を提案

これに対し組合側は、金額で譲歩するなら、今後につながる和解条項を盛り込むよう要求。次の8項目を和解条項として8月29日に提出した。

- 1、今後タイムカード等を導入し全従業員について労働時間を適切に管理すること。
- 2、民主的に選出された従業員代表との間ですみやかに36協定を締結すること。
- 3、課長代理および課長職など労働基準法上の管理監督者に該当しない者に対して労働基準法に基づき時間外労働に対する残業代を適切に支払うこと。
- 4、休日出勤について労働基準法に基づく割増残業代を支払うこと。
- 5、有給取得を理由として精皆勤手当をカットしないこと。



裁判の舞台となった東京地方裁判所

- 6、就業規則を速やかに整備すること。
- 7、原告に対し、会議に参加させない、一時金を支給しない等の差別的取り扱いをしないこと。
- 8、社内におけるパワハラ行為が一掃されるよう、適切な対策をとること。

### 組合、和解を突っぱねる

これらの要求を見た平山哲雄前社長は怒りを爆発させた。9月4日には川田組合員を長時間拘束し、「お前がいると全員失業者になる」などの暴言を連発。別の日には他の社員に向けて、「世界バカ大会。正真正銘のバカ」と誹謗する発言を行った。

9月8日に行われた第2回和解協議で裁判官は、8項目の和解条項について「ここ（裁判所）は残業代についての解決を図る場であって、これらは団体交渉の場で行うべき」として、8項目の条項は1つも盛り込まれない話に向かった。

組合側は討議の結果、「和解金額が労働の対価としての請求金額を大幅に下回り、かつ法律順守の枠組みが作られないのならば和解できない」と裁判所に通知した。

## 組合がパワハラ対策要求

これを受けて開かれた10月6日の第3回和解協議では、会社側が協議継続を要望。8項目の和解条項について再検討すると申し出た。組合側は会社の協議継続提案を受け入れ、次回期日までに検討状況を報告するよう求めた。

11月6日に提出された和解条項についての検討結果は、「有給休暇取得を理由とした精皆勤手当カットは11月1日以降行わない」とする1項目のみ評価できる内容で、その他は不十分または言及なしという状況で、和解できる内容ではなかった。

組合側は残り7項目の具体化を要求。あわせて、団交では全く話が進展しない状況や哲雄氏によるパワハラが継続している状況を示すため、団交申し入れ書や社長（当時）の暴言の数々を具体的な言葉にして示し、参考資料として添付して裁判所に提出した。

## 前社長が初めて出席

11月17日に行われた第4回和解協議には裁判開始以来、初めて平山哲雄前社長が出席。社長のパワハラ・暴言の具体的な事例を知った裁判官から社長にこうした発言をやめるよう説諭があったようだ。そのうえで裁判官から提示された和解条件は①平成29年12月26日までに適正な手続きにのっとり従業員代表を選出し、36協定を締結することを約すこと、②労働基準法にのっとり法定労働時間を超えた時間外労働に対して割増賃金を支払う義務があることを認める、③従業員が休日出勤をした場合には同出勤について労基法に基づき割増賃金を支払う、④今後、暴言等のパワーハラスメントととられる言動をしないことを確約する、だった。その他の項目については会社の組織運営にかかわることなので、団交の場で交渉してもらいたいとの

見解であった。

組合側はある程度評価できる内容と認めたものの、和解金額に上積みがなかったため、改めて上積み求めた。

## パワハラしないと約束

11月28日に会社側から解決金の上積みを含む和解条項について受け入れるとの文書が届く。組合側が若干の文言修正を提案、12月5日にこの修正も受け入れることを表明、12月15日に和解が成立することとなった。和解条項に盛り込まれた主な項目は次の通り。

- 1、適正な手続きで選出された従業員代表との間で12月26日までに36協定を締結する
- 2、原告ら及びその他従業員が法定労働時間を越えた時間外労働をした場合には、同時間外労働に対して労働基準法に基づく割増賃金を支払う
- 3、原告ら及びその他従業員が休日出勤した場合には、同休日出勤に対して労働基準法に基づく割増賃金を支払う
- 4、今後暴言等のパワーハラスメントととられる言動をしないことを確約する

## 組合からのお願い

平山哲雄氏の退任で、長く続いたパワハラ問題は一気に解決。今後は就業規則の整備など、和解条項に盛り込まれなかった項目について、交渉にあたっていきます。

また真の意味での経営再建、電波新聞を維持・発展できるよう従業員の立場から発信していきます。新体制の下、組合に加入して私たちとともに新しい会社・職場をつくっていきましょう。

ご意見・ご要望がありましたら、お気軽に支部委員長の山本淳(at\_paleys@yahoo.co.jp)か書記長の川田茂生(shigeak927@gmail.com)までお願いします。

また、労働相談など新聞労連で応じています。お気軽にご連絡ください。電話 03-5842-2201、FAX:03-5842-2250（担当：加藤）まで。

新聞労連・新聞通信合同ユニオン電波新聞支部  
委員長 山本 淳／書記長 川田茂生